七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三七、〇一七円
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九三、〇二〇円
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
　適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九七七	一キログラムにつき二〇八円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき二九円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五四円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四五円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三三一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	○・八五二	一キログラムにつき一九円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	○・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	○・八一一	一キログラムにつき七二円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二四四円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一五二円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一二一円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一二一・〇〇一	一キログラムにつき二、〇六二円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六二	一キログラムにつき二、二四四円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、一三五円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八八二円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・八八九	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一二六円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき一二一円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビムールの重量が最大のものに限る。）	○・八五七	一キログラムにつき七六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビムールの重量が最大のものを除く。）	○・八一一	一キログラムにつき六三円

○農林水産省告示第四百三十六号

　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

　令和八年三月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

　表熊本県の項中「肥後開拓農業協同組合」を削る。

○農林水産省
環境省告示第二号

　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和八年二月二十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

　令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

承認番号　25―46Ｐ―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ワタ（改変*cry2AB2*, *Gossypium hirsutum* L.）（MON15947, OECD UI：MON-15947-5）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　25―46Ｐ―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（*gm-fad2-1*, *gm-hra*, 改変*aad-12*, *2mepsps*, *pat*, *Glycine max* (L.) Merr.）（DP-305423-1×DAS-44406-6, OECD UI：DP-305423-1×DAS-44406-6）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—